

水質汚濁

項目 / 施設規模、新設・既設の別	排水量500m ³ 以上		排水量500m ³ 未満		表示単位
	新設	既設	新設	既設	
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下				----
温度	40度以下				度
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20	60	25	70	mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	20	60	25	70	
浮遊物質 (SS)	40	90	50	90	
シアン化合物 (CN)	シアンとして1				
六価クロム化合物 [Cr(VI)]	六価クロムとして0.5				
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (Hg)	水銀として0.005				
トリクロロエチレン	0.3				
テトラクロロエチレン	0.1				
窒素含有量 (N)	30	40	30	40	
りん含有量 (P)	4	6	4	6	

水質汚濁の規制基準は、公共用水域(河川・海域等)に汚水を排出している工場・指定作業場に適用されます。

下水道に汚水を排出している事業場は、下水道法による基準が適用されるため、環境確保条例及び水質汚濁防止法による規制は受けません。